

○伊予市安全で安心なまちづくり条例

平成17年7月1日条例第194号

伊予市安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪、事故その他市民生活の平穩に悪影響を及ぼすような不安、脅威、危険等（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定めるとともに、市、市民等、事業者及び土地建物占有者の責務を明らかにし、一体となって安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域に居住、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物占有者 市の区域に土地若しくは建物を占有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、市、市民等、事業者及び土地建物占有者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行わなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、市、市民等、事業者及び土地建物占有者の自らの地域は自らで守るという連帯意識のもとに、自主的又は自発的に地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全活動」という。）が積極的に推進されるための環境づくりを目的として行わなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、市、市民等、事業者及び土地建物占有者が、まちのにぎわい、安らぎを保ち、又は増進することを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を策定し実施するに当たっては、市民等、事業者及び土地建物占有者の意見を十分に反映させ、国、県、警察署その他関係機関及び関係団体（以

下「関係機関等」という。)と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、常に生活の安全に関する意識を高め、自ら生活の安全の確保を図り、互いに協力して地域安全活動を推進するよう努めるとともに、市の実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、安全に配慮し、当該事業活動に使用する設備等を点検するなど必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員が安全で安心なまちづくりについて必要な知識、技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市の実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(土地建物占有者の責務)

第7条 土地建物占有者は、地域社会の一員として、基本理念にのっとり、土地又は建物その他の工作物を適正に管理するとともに、地域安全活動及び市の実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(地域安全活動)

第8条 市、市民等、事業者及び土地建物占有者は、地域安全活動を連携、協力して積極的に推進することにより、助け合いの精神に根ざした良好な地域社会の構築に努めなければならない。

2 市、市民等、事業者及び土地建物占有者は、市民一人ひとりが行う身近な暮らしの安全又は安心の確保に関する取り組みを地域全体の活動につなげていくよう努めなければならない。

3 市民等、事業者及び土地建物占有者は、地域で犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、速やかに関係機関等へ通報するとともに、相互に協力して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市長は、市民等、事業者及び土地建物占有者が実施しようとする地域安全活動に対して、必要な助言及び指導を行うことができる。

(安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第9条 市長は、安全で安心なまちづくりの方策について審議させるため、伊予市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の任務）

第10条 協議会は、安全で安心なまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対して必要な意見を述べることができる。

（協議会の組織等）

第11条 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で別に定める。

（支援）

第12条 市長は、安全で安心なまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、地域安全活動を行う者に対して、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な支援を行うことができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。